

利 用 さ れ る 方 へ

1 はじめに

(1)本書は、製造業について実施する「工業統計調査」(以下「工業統計」という。)との時系列比較を可能とするために、総務省・経済産業省が所管する「平成24年経センサスー活動調査」(以下「活動調査」という。)の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造事業所(以下「事業所」という。)について、主要項目を市独自に集計したものです。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

このため、総務省・経済産業省が公表した活動調査のうち産業横断的集計(の製造業)の結果とは異なっています。

(2)本書において、「平成23年」の数値は活動調査、「平成22年」以前の数値は工業統計によるものです。調査結果のうち、売上(収入)金額、費用等の経理事項は、活動調査は平成23年1年間、工業統計は調査対象年1年間の数値です。また、経営組織、従業者数等の経理事項以外の項目は、活動調査は平成24年2月1日現在、工業統計は調査対象年12月31日現在の数値です。

(3)従業者、付加価値額の項目は、工業統計の集計における定義に合わせた形で再集計したため、活動調査のうち産業横断的集計(の製造業)の結果とは異なるものとなっています(詳細は、「5 集計項目の説明」を参照)。

(4)活動調査は、調査の時点が2月1日であることなど工業統計とは厳密には連結しない部分がありますので、比較する場合の数値の解釈に当たっては留意してください。

(5)平成19年調査から、製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加しています。したがって、「製造品出荷額等」、「付加価値額」、「原材料使用額等」については平成18年以前の数値とは接続しません。

2 活動調査について

(1)調査の目的

我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的とします。

(2)調査の根拠

統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査として実施しています。

(3)調査の時期

平成24年2月1日

(4)調査の範囲

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く事業所が対象です。

なお、本書は対象となった全事業所のうち県内の製造事業所についての集計です。

- ①大分類 A－農業・林業に属する個人経営の事業所
- ②大分類 B－漁業に属する個人経営の事業所
- ③大分類 N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類 792－家事サービス業に属する事業所
- ④大分類 R－サービス業(他に分類されないもの)のうち、中分類 96－外国公務に属する事業所

3 産業分類

- (1) 工業統計調査用産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠しています。例外については、次のとおりです。

工業統計用産業分類	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業(1421 洋紙製造業、1423 機械すき和紙製造業を統合)	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

- (2) 「中分類 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)」の別掲については、次のとおりです。

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
プラスチック製板	1521	漆器	3271
写真フィルム(乾板を含む)	1695	畳	3282
手袋	2051	うちわ、扇子・ちょうちん	3283
耐火物	215	ほうき・ブラシ	3284
と石	2179	喫煙用具(貴金属・宝石製を除く)	3285
模造真珠	2199	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板、標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品(貴金属・宝石製を除く)	322	モデル、模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297
がん具、運動用具	325		

4 事業所の産業の決定方法

産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりです。

なお、この報告書中、産業中分類の名称は、別表のように省略しています。

(1) 一般的な方法

- ① 製造品が単品のみの事業所については、品目 6 桁番号の上 4 桁で産業細分類を決定します。
- ② 製造品が複数にわたる事業所の場合は、まず上 2 桁の番号(中分類)を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので 2 桁番号を決定します。次にその決定された 2 桁の番号のうち、前記と同様な方法で 3 桁番号(小分類)、さらに 4 桁番号(細分類)を決定し、最終的な産業格付けを行います。

(2) 特殊な方法

上記の方法以外に、中分類 24 鉄鋼業については、作業工程、機械設備等により産業を決定しているものが 11 業種あります。

別表

省略表示	産業中分類	省略表示	産業中分類
09 食料品	食料品製造業	21 窯業・土石	窯業・土石製品製造業
10 飲 料	飲料・たばこ・飼料製造業	22 鉄 鋼	鉄鋼業
11 織 維	繊維工業	23 非鉄金属	非鉄金属製造業
12 木 材	木材・木製品製造業(家具を除く)	24 金属製品	金属製品製造業
13 家 具	家具・装備品製造業	25 はん用機械	はん用機械器具製造業
14 パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業	26 生産用機械	生産用機械器具製造業
15 印 刷	印刷・同関連業	27 業務用機械	業務用機械器具製造業
16 化 学	化学工業	28 電子部品	電子部品・デバイス・電子回路製造業
17 石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業	29 電気機器	電気機械器具製造業
18 プラスチック	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	30 情報通信機器	情報通信機械器具製造業
19 ゴム製品	ゴム製品製造業	31 輸送用機器	輸送用機械器具製造業
20 皮 革	なめし革・同製品・毛皮製造業	32 その他	その他の製造業

5 集計事項の説明

(1) 事業所数

平成24年2月1日現在の数値です。

事業所とは、一般に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいいます。

(2) 従業者数

平成24年2月1日現在の数値です。

従業者とは、当該事業所で働いている人をいい、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人(受入者)も含みます。一方、他の会社など別経営の事業所に出向している人(送出者)、臨時雇用者は従業者に含みません。

① 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいいます。したがって、実務に携わっていない事業主とその家族で手伝い程度の者は含みません。

② 常用労働者とは、次のいずれかの者をいい、「有給役員」「正社員、正職員等」、「パート・アルバイト等」及び「出向・派遣受入者」に分けられます。

ア 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者

イ 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、平成23年12月と24年1月にそれぞれ18日以上雇われた者

ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、親会社からの出向従業者などについては上記に準じて扱う。

エ 取締役・理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

オ 事業者の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

- ③ 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいいます。

(3) 現金給与総額

調査対象年（平成 23 年）1 年間に常用労働者のうち雇用者（「正社員、正職員等」及び「パート・アルバイト等」をいう。）に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額及びその他の給与額との合計です。

その他の給与額とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額などをいいます。

(4) 原材料使用額等

調査対象年（平成 23 年）1 年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んだ額をいいます。

① 原材料使用額

主要原材料・工場維持用の材料及び消耗品等で、実際に製造等に使用した総使用額で、下請工場等に支給した原材料の額を含みます。

② 燃料使用費

生産段階で使用した燃料費、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、自家発電用の燃料費等をいいます。

③ 電力使用額

購入した電力の使用額をいい自家発電は含みません。

④ 委託生産費

原材料又は中間製品を支給して製造加工を委託した場合に支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいいます。

⑤ 製造等に関する外注費

生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業収入に直接関連する外注費用をいいます。

⑥ 転売した商品の仕入額

調査対象年（平成 23 年）1 年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいいます。

(5) 製造品出荷額等

調査対象年（平成 23 年）1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程からでたくず及び廃物の出荷額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額をいいます。

- ① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他事業所に支給して製造させたものを含む。）を、調査対象年（平成 23 年）中にその事業所から出荷した場合をいいます。また、次のものも製造品出荷に含まれます。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、調査対象年中に返品されたものを除く）

- ② 加工賃収入額とは、調査対象年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った、又は、受け取るべき加工賃をいいます。

- ③ その他の収入額とは、上記①及び②以外（例えば、転売収入（仕入れて、又は受け入れて、そのまま販売したもの）、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいいます。

（６）消費税を除く内国消費税額

酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計をいいます。

（７）付加価値額（粗付加価値額）

①従業者 30 人以上の事業所

ア 付加価値額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額）－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－原材料、燃料、電力の使用額等－減価償却額

イ 従業員 29 人以下の事業所

粗付加価値額＝製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－原材料、燃料、電力の使用額等

（８）有形固定資産の額

調査対象（平成 23）年 1 年間ににおける数値であり、帳簿価額によっています。

① 有形固定資産の取得額等には、次の区分があります。

ア 土地

イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）

ウ 機械及び装置（附属設備を含む。）

エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数 1 年以上の工具、器具、備品等

② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。

③ 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいいます。

③ 有形固定資産の投資総額

ア 年末現在高＝年初現在高＋取得額－除却額－減価償却額

イ 建設仮勘定の年間増減＝増加額－減少額

ウ 投資総額＝取得額＋建設仮勘定の年間増減

（９）リース契約額及びリース支払額

① リースとは、賃貸借契約であって、物件を使用する期間が 1 年を超え、契約期間中は原則として中途解約のできないものをいいます。なお、リース取引に係る会計処理を通常の売買取引に係る方法に準じて行っている場合は、有形固定資産の取得となります。

② リース契約額とは、新規に契約したリースのうち、平成 24 年 1 月から 12 月までにリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいい、消費税額を含んだ額です。

④ リース支払額とは、調査対象年（平成 23）年 1 年間にリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間総額をいい、消費税額を含んだ金額です。したがって、平成 24 年以前にリース契約した物件に対して、当年において支払われたリース料を含みます。

（10）事業所敷地面積等

事業所の面積は、平成 23 年 12 月 31 日現在において事業所で使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいいます。

(11) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれます。

(12) 工業用水

事業所内で生産のため使用される用水（従業員の飲料水、雑用水を含む）をいいます。

6 利用上の注意

(1) 統計表中の記号

「—」該当がないもの

「…」不詳のもの

「0」「0.0」単位未満のもの

「△」マイナスのもの

「 χ 」該当事業所が1ないし2事業所に関する数字であるため、統計の秘密保護の立場から特に内容を秘匿したものです。

また、3事業所以上に関する数字でも秘匿した事業所に関する数字が前後の関係から判明する場合は、「 χ 」で表しました。なお、該当がない場合も内容秘匿のため「 χ 」で表したものもあります。

(2) 数値の単位

数値の単位は、統計表の左上に掲げ、単位未満は四捨五入を原則としています。したがって、総数と内容の計とは必ずしも一致しない場合があります。

(3) 秘匿

平成16年から結果の公表の秘匿について、下記のとおり改正されました。

「集計結果を公表する場合は、2以下の事業所に係る数値は秘匿とし、3以上の事業所に係る数値であっても、個々の調査対象に関する事項が明らかにならないよう必要な措置をとらなくてはならない。ただし、従業者数については秘匿を解除することができる。」

(4) 集計

ア 本調査結果は平成24年経済センサス活動調査における製造業調査票について、市独自で集計し取りまとめたものであり、国や熊本県から公表される数値と相違する場合があります。

イ 各数値は、従業者が4人以上の事業所について集計したものです。

ウ 調査期日現在において、操業準備中及び操業開始後未出荷の事業所、並びに休業中の事業所は集計に含まれません。